

春日部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び春日部市個人情報保護条例の一部を改正する条例

(春日部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第1条 春日部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第37号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第10号の条例の規定による特定個人情報の提供は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供することにより行うものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第9号の条例の規定による特定個人情報の提供は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供することにより行うものとする。</p>

(春日部市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 春日部市個人情報保護条例（平成17年条例第17号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条</p> <p>(6) 情報提供等記録 番号利用法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号利用法第26条において準用する場合を含む。第29条第5項第2号において同じ。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条</p> <p>(6) 情報提供等記録 番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p>

<p>(削除の請求)</p> <p>第21条の2</p> <p>(4) 番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。次条第1項第3号において同じ。)に特定個人情報である自己情報を記録したとき。</p> <p>(利用又は提供の中止の請求)</p>	<p>(削除の請求)</p> <p>第21条の2</p> <p>(4) 番号利用法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。次条第1項第3号において同じ。)に特定個人情報である自己情報を記録したとき。</p> <p>(利用又は提供の中止の請求)</p>
<p>第21条の3</p> <p>(3) 番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報である自己情報を利用したとき。</p> <p>(開示等の実施及び方法)</p>	<p>第21条の3</p> <p>(3) 番号利用法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報である自己情報を利用したとき。</p> <p>(開示等の実施及び方法)</p>
<p>第29条</p> <p>5</p> <p>(2) 実施機関が必要と認めるときは、総務大臣及び番号利用法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)</p>	<p>第29条</p> <p>5</p> <p>(2) 実施機関が必要と認めるときは、総務大臣及び番号利用法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)</p>

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。